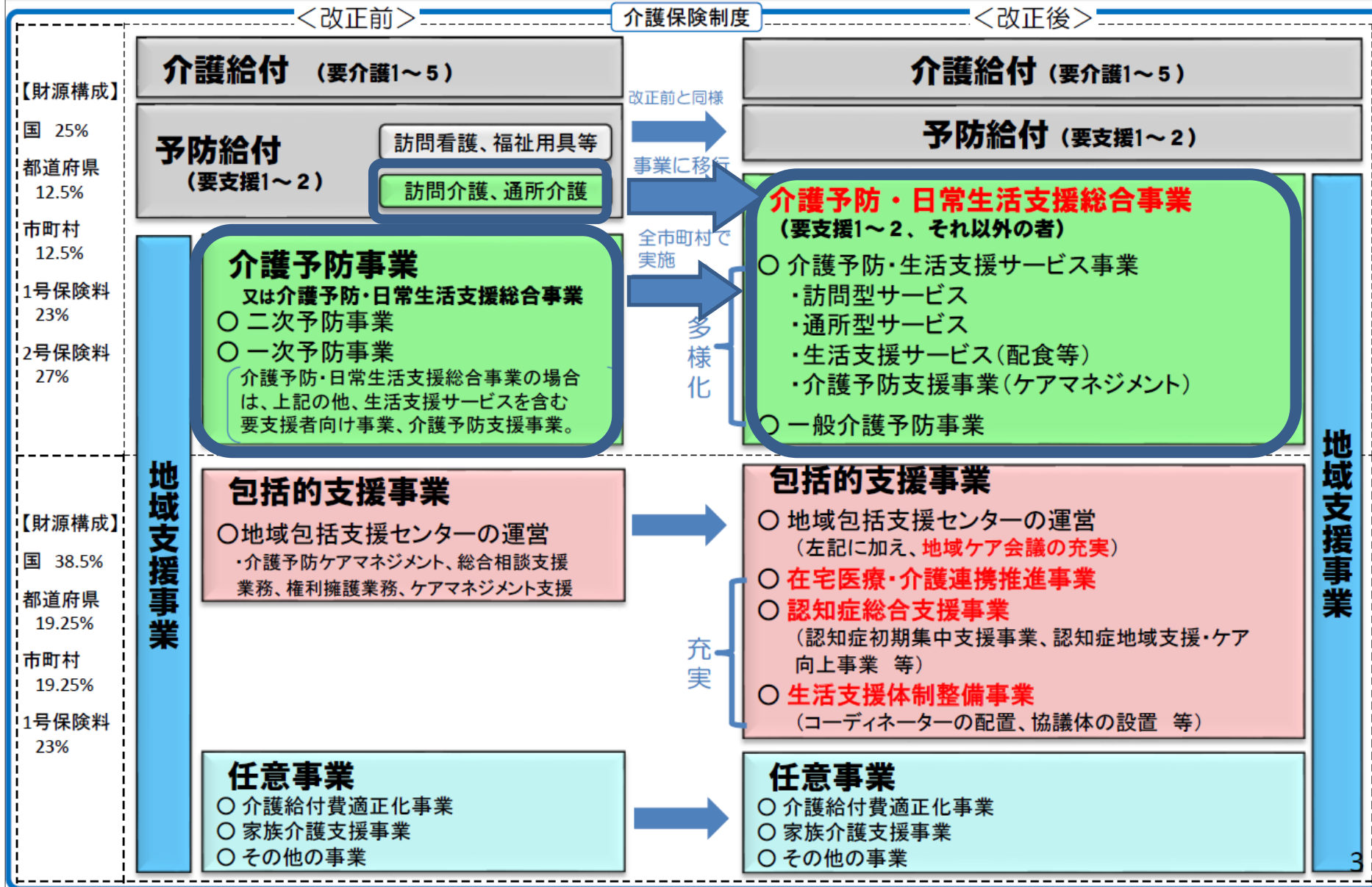


介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

「総合事業」の趣旨

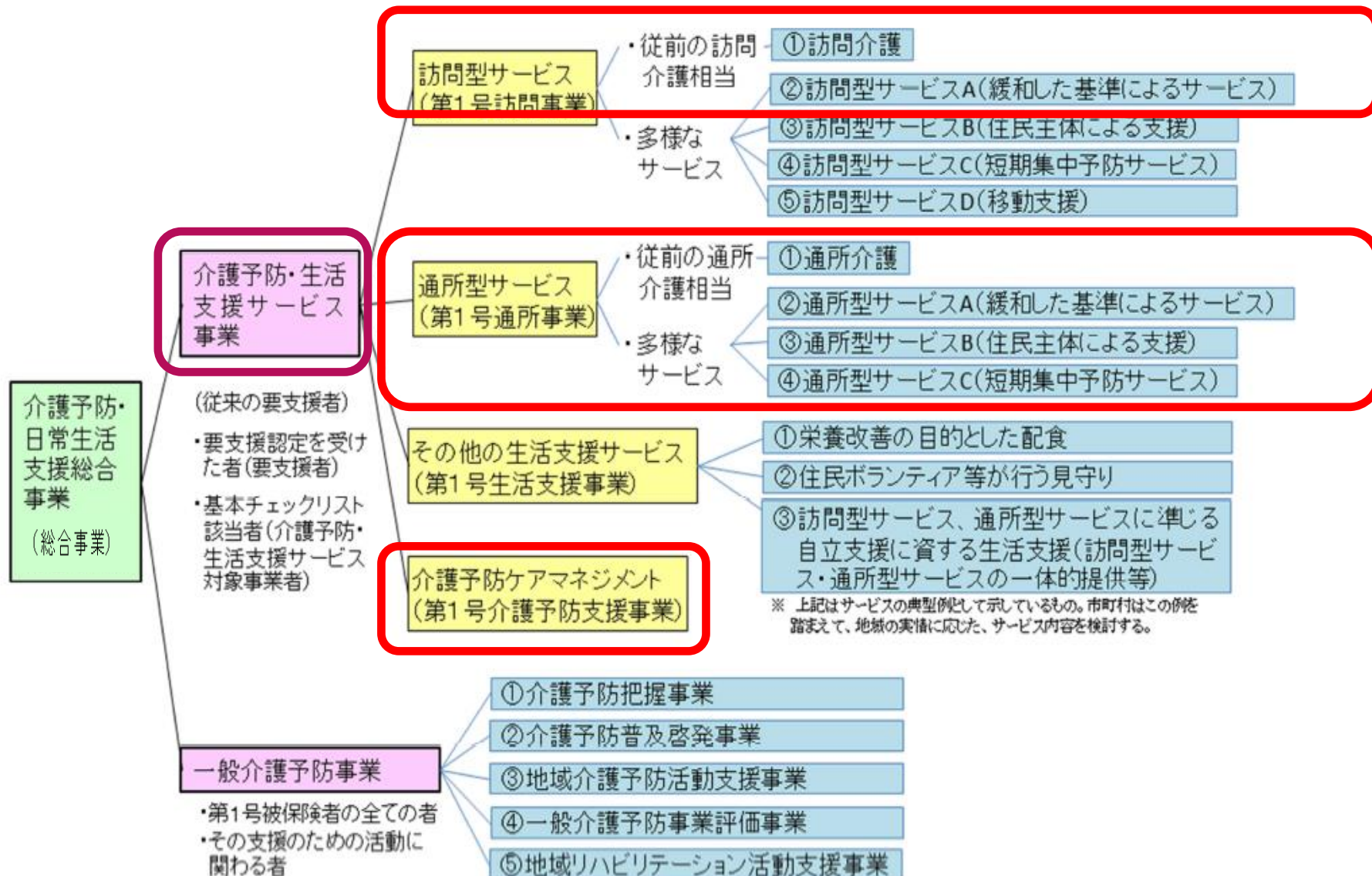
- ◆団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、少子化を背景として医療・介護の専門職の担い手の確保は困難となる一方で、介護ニーズの高い85歳以上人口は2035年頃まで増加し、総合事業や介護サービスによる支援を必要とする高齢者は増加していく。加えて、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。
- ◆総合事業は、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、また、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的としている。
- ◆居宅要支援被保険者等は、掃除や買い物などの生活行為（IADL）の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為（ADL）は自立している者が多い。要支援者の状態を踏まえると、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される。
- ◆総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。60歳代、70歳代をはじめとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながっていく。多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつなげていきたい。

新しい地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



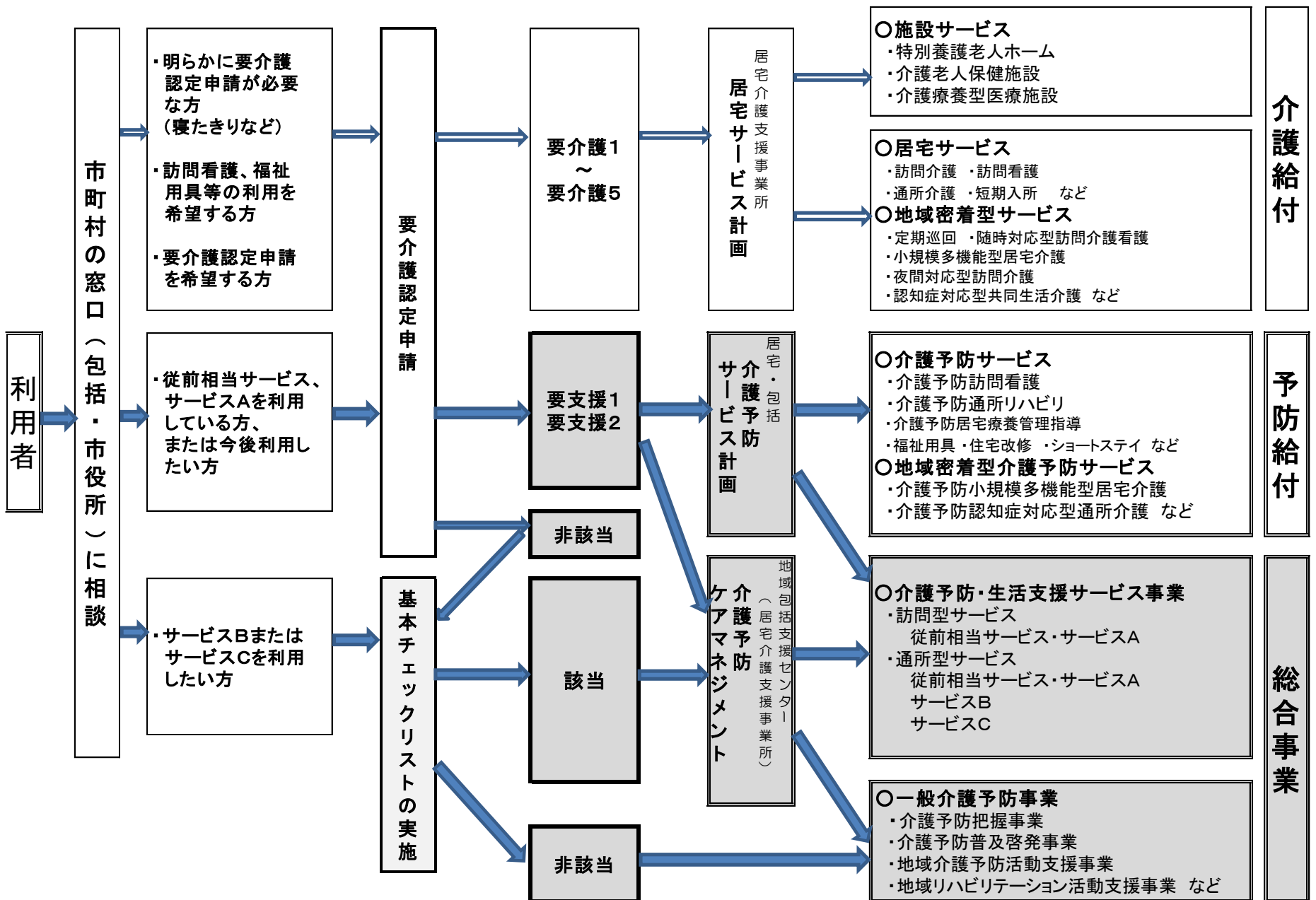
地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業「総合事業」の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

釧路市の介護サービス利用の流れ



釧路市におけるサービス内容について(訪問型)

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①訪問型サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
釧路市の称	訪問型サービス (訪問介護相当)	訪問型サービスA
サービス内容	従前の介護予防訪問介護と同様	生活援助のみ (掃除、買い物、食事の準備や調理、洗濯 等) ※身体介護(排泄・食事・服薬介助・入浴)や 外出・通院介助は対象外
実施主体	指定事業者	指定事業者
基準	予防給付の基準を基本	従事者の資格等を緩和した基準
利用料	従前の介護予防訪問介護と同額	従前相当サービスの9割
利用対象者	原則として要支援認定者	原則として要支援認定者
開始時期	平成29年4月	平成29年4月

釧路市におけるサービス内容について(通所型)

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所型サービス	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民等が主体となるサービス)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
釧路市の称	通所型サービス (通所介護相当)	通所型サービスA	住民等主体の通所サービス (おたっしゃサービス)	短期集中予防サービス
サービス内容	従前の介護予防通所 介護と同様	体操・レクリエーション・食事等 ※入浴・食事介助、機能訓練指 導員によるリハビリは対象外	運動機能の向上 認知機能の向上 参加者同士の交流 ※週1回程度の開催	運動器の機能向上プログラム 認知症機能向上プログラム 口腔機能向上プログラム 複合プログラム ※各プログラムとも3か月間を原則 ※終了後は「サービスB」等へ移行
実施主体	指定事業者	指定事業者	地域住民・ボランティア、NPO法人、 介護事業所、民間企業等	介護サービス事業所、NPO法人、 医療機関等
基準	予防給付の基準を基本	人員配置の必要数を緩和	—	専門的な知識を持った 人員の配置が必要
利用料	従前の介護予防通所介 護と同額	従前相当サービスの9割	100円 食費、材料費等は実費負担	100円 材料費等は実費負担
利用対象者	原則として要支援認定者	原則として要支援認定者	要支援認定者 「基本チェックリスト」該当者	要支援認定者 「基本チェックリスト」該当者
開始時期	平成29年4月	平成29年4月	平成29年6月	平成29年4月

介護予防ケアマネジメントの種類

基準	通所・訪問介護相当および 多様なサービス	多様なサービス	
ケアマネジメント 種 別	従前のサービス、サービスA を利用する際のケアマネジメント	サービスC(短期集中予防サービス) を利用する際のケアマネジメント	サービスB(住民等主体のサービス) を利用する際のケアマネジメント
釧 路 市 の 名 称	介護予防ケアマネジメント (従来型)	介護予防ケアマネジメント (簡易型)	介護予防ケアマネジメント (初回のみ)
内 容	原則的な 介護予防ケアマネジメント	簡略化した 介護予防ケアマネジメント	さらに簡略化した 介護予防ケアマネジメント
実 施 主 体	地域包括支援センター 指定居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	地域包括支援センター
単 価	介護予防支援と同様	介護予防ケアマネジメント従来型の 半額程度 ※ただし、モニタリング、サービス担当 者会議を加算すると現行と同額程度	介護予防ケアマネジメント簡易型より 低額
利 用 対 象 者	要支援認定者	要支援認定者 「基本チェックリスト」該当者	要支援認定者 「基本チェックリスト」該当者
開 始 時 期	平成29年4月	平成29年4月	平成29年6月